

1	アレルギーで牛乳だけを停止している場合は対象ですか。	申し訳ございませんが、牛乳だけを停止している場合は給付できません。
2	給食を止めるにはどうしたらいいですか。	在籍する学校へ御連絡ください。
3	申出書はどこにありますか。	市のホームページに掲載しています。 【URL】 <a href="https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kosodate/hoikukyoku/kyushoku/kyuusyokusien.html">https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kosodate/hoikukyoku/kyushoku/kyuusyokusien.html</a> 【QRコード】 
4	年度の途中で給食を停止した時でも申出書は出していいですか。	年度途中で申出書は受付しておりますので、御提出ください。
5	給食は早いタイミングで停止しましたが、申出書を提出していません。この時の給付金額はどうなりますか。	「給食の停止」と「申出書の提出」が揃った日から給付金の対象となる回数を数えて、給付金額を決定します。 例：4/12 から停止しているが、申出書は6/1 に提出した→6/1 以降に喫食しなかった回数をもとに給付金額を計算します。
6	給食を停止したら絶対申出書を出さないとはいけませんか。	食物アレルギーや不登校等が理由で停止しており、給付金の給付を希望される場合は、申出書を提出してください。

7	給食は停止していません。 申出書を出せば給付金はもらえますか。	給付の要件に「給食を停止していること」が含まれますので、給付を希望される場合は必ず給食を停止してください。
8	停止期間中に登校した日は、給食を食べたらいけないのですか。	食べていただいて構いません。 給付金は「停止期間中に喫食しなかった回数」をもとに計算します。
9	食物アレルギーなので、卒業するまで給食は食べません。毎年申出書を出さないといけませんか。	事務手続きの都合上、毎年度申出書を提出してください。
10	給付申請書はどこに提出したらいいですか。	小学生の場合は学校給食センター、中学生の場合は第二学校給食センターへ提出をお願いします。 在籍する学校への提出は不要です。